

栃木市市民会議 第5回全体会 会議要旨

日 時：平成26年9月26日（金） 午後7時～10時5分

会 場：栃木市役所 正庁

出席者数：委員46名、事務局7名、選挙管理委員会2名、
秘書広報課2名、財政課2名

1 開会

2 あいさつ（会長）

前回の全体会からおおよそ4か月が経っている。その間、自治基本条例部会と総合計画部会がそれぞれ精力的に議論を行ったと聞いている。本日は、その成果について、全体会で確認をして、市民会議全体の考え方として取りまとめる。

検討すべき事項が多いので、会議の進行についてご協力をお願いしたい。

（会長のあいさつ後、議事に入る前に、事務局から岩舟地域協議会の団体推薦委員である小林委員を紹介した。）

3 議事

1) 自治基本条例の検証について・・・資料1

2) 登録型本人通知制度について・・・資料2

会 長：議事に入るが、本日は、先ほどお話しをしたとおり、本日の結果が、市民会議の意見として、市への提案や外部評価として公表されることになる。忌憚のないご意見を頂戴したい。また、時間が限られているので、円滑な進行にご協力をお願いしたい。

自治部会長：当部会においては、3回にわたり検討を行った。方法としては、自治基本条例に基づいて、既存条例が自治基本条例と整合性がとれているか。また、新たに、自治基本条例で、制定すべきとされている条例について、住民投票条例とパブリックコメント手続条例それぞれの骨子について検討を行った。その詳細については、多くの委員に参画していただきたいこともあり、部会長の私からではなく、部会の委員から説明をさせていただく。

資料に基づき自治基本条例部会の代表委員（以下：自治委）が説明

自治委：自治基本条例部会は、平成28年度の全般的な見直しに向けて、本年度は、既存条例の検証と自治基本条例に制定が規定されている二つの条例の骨子案についての審議を行い、各条項に対する取組みの検証は、次年度以降行うことと

した。時間が限られるので、要点のみ説明を行う。

資料1の2の(4)既存条例の検証については、自治基本条例において、別に条例を定めることと規定されており、検証作業を行った平成26年6月以前に制定されている条例を対象とした。

その方法は、自治基本条例の条項とその対象となる条例を比較し、自治基本条例に規定されている条文の趣旨や目的などについて整合が取れているかを協議した。検証を行った6本の条例については、それぞれ整合が取れているものと判断した。そのうち、「個人情報保護条例」の検証の際に、住民票の不正取得についての議論がなされた。市では、住民票の写しの不正請求などを防ぐため、第三者が住民票の写しなどを取得した際に、本人に通知を行う「登録型本人通知制度」がある。部会としては、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め安心・安全な生活を送るために、まずは、登録制度の活用に向けて更なる周知を行うよう市に提案してまいりたいと考えましたので、この後、議題の2において、審議をお願いしたい。

なお、自治基本条例第44条に規定されている栃木市市民会議条例については、当会の活動結果が最終的な検証となると考えているので、平成28年度の全般的な見直しの際までに行いたいと考えている。

続いて、2-(5)栃木市住民投票条例の考え方についてと2-(6)栃木市パブリックコメント手続条例の考え方については、条例の骨子となる項目について協議を行った。この協議結果を反映させた資料については、議事の3及び4で、事務局から説明を行うので、私からは、部会の協議結果について説明をさせていただく。

はじめに、住民投票については、「市政に関わる重要事項」など七つの項目について協議を行った。「市政に関わる重要事項」については、自治基本条例第26条第2項で、市民が請求する際に「市政に関わる重要事項」が掛るか否かが議論のポイントであった。条文上は、両方の解釈が可能なため、部会では、その第2項に「市政に関わる重要事項」が記載されていないことを確認した上で、住民から請求があった際に「重要事項を広く解釈するよう努める」ことを意見として取りまとめたうえで、条例第26条第2項による住民からの請求についても、市政の重要事項を対象とすることで差支えないと判断した。

次に、「他の選挙との同日実施について」は、投票に関わる費用的な事などを事務局に質問した上で、柔軟に対応することとするよう意見を取りまとめた。

続いて、栃木市パブリックコメント条例の考え方についてであるが、協議する五つの項目の内、四つについては、事務局案のとおりとしたが、「パブリックコメント手続及びパブリックコメント手続の特例」については、市の政策に多くの市民の意見を反映する機会を妨げないように、特例に濫用を禁止する規定を設けることを意見として取りまとめた。資料1の説明は以上である。

続いて、資料2、「登録型本人通知制度」についての説明を行う。先ほどもふれたが、部会において、市に当該制度の周知を図るよう提案することとなった。

現在の登録は、7月末で157人であり、制度の周知については、年1回の広報紙への掲載などを行っている。そこで、資料2の案のとおり、広報紙の掲載回数を増やすなどの提案を市に対して行ってまいりたい。

質疑応答

委員：先ほどの報告の一部を正確に申し上げたい。資料1の会議の開催状況をご覧いただきたい。8月29日に住民投票条例とパブリックコメント条例についてとなっているが、これによると逐条的に検証したかのように思われるが、あくまでも本日配付されている資料にあるとおり要点の検討をしたのみであり、自治基本条例部会においても各条文の内容についての論議はしていない。

二つ目は、資料1の2ページの(5) 他選挙との同日実施の欄であるが、報告では、選挙との同日実施については、柔軟に対応すると規定するとしているが、第3回自治部会会議要旨によれば、部会長は同日実施できるならばこしたことではない。同日実施してくださいということが、委員の意見であるとまとめている。資料に記載されているこの表現だけでは、部会の結論と若干雰囲気が違うのではないかと私は思います。部会の結論と事務局の対応が違うのではないかと確認を含めて申し上げる。

会長：一つ目の発言の趣旨を確認したい。これは表記の仕方の問題ですか。

委員：総合計画部会の委員に条文全部を検討したと思われてしまうのではないかと。

私たち自治基本条例部会の委員も全文は今回初めて目を通したから、その旨を正確に記載するべきと申し上げている。

事務局：一つ目の資料1の会議の開催状況の(5)(6)については、2ページ、3ページにあるように、栃木市住民投票条例(案)の考え方について、栃木市パブリックコメント条例(案)の考え方についてと改める。条文のことは、この後、議題の3のときに説明をさせていただきます。

委員：資料1の(5)の最初の項目である市政に関わる重要事項であるが、部会の結果として、重要事項を広く解釈するように努めるというのは、先ほどの説明では、その意図が含まれているとは思えない。具体的にどのようにするのがあったのではないかと感じたので質問をした。

事務局：その質問については、議題3で説明をさせていただきたいがよろしいか。

委員：先ほど、別の委員が発言されていたとおり、ここにきちんと総評した意図が入ってそれから展開していくことが手段であると思う。ここに、重要事項を広

く解釈するように努めるということは、初めて拝見するに当たり、分からない文言であると感じた。自治委の説明があったので、解釈をしたが、文章として残すべきなのではないかと思う。

会 長：両委員からの意見については、資料1の2ページ、3ページ目の部会の結果の部分を少し丁寧に表現することによろしいか。事務局に検討をお願いする。

会 長：ほかに意見が無いようなので、次に進みたい。議題の3 栃木市住民投票条例（案）について事務局から説明をお願いしたい。

3) 栃木市住民投票条例（案）について・・・資料3

資料に基づき事務局説明

事務局：住民投票条例・パブリックコメント条例制定スケジュールをご覧いただきたい。スケジュール的には、本日の全体会で逐条型の素案をお示しする予定となっているが、作成が間に合わず、配付が住民投票条例のみとなった。

また、8月29日の部会と本日の全体会との間に、逐条型の条例案について、文書による意見の聴取と記載されているが、説明後の質疑応答に代えさせていただく。

この二つの条例の制定スケジュールであるが、本日の素案の審議結果をもって、庁議、議員研究会において中間報告を行い、11月20日から1か月間パブリックコメントによる意見の募集を行う。来年2月の全体会においては、パブリックコメントを経て作成する条例原案を審議いただき答申案をまとめることとしている。市長に答申した後は、再度、庁議、議員研究会を経て、6月議会に上程する予定である。

2ページ目は、部会で検討をいただいた七つの項目についての結果である。先ほどの質問にあったその結果については、資料1に記載がされている。文言については、検討させていただきたいと思っている。3ページは住民投票条例の素案になっている。各条文の説明については、資料3-1「栃木市住民投票条例案 逐条解説」をご用意いただきたい。

第2条の住民投票ができる事項とは、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え又は与える可能性のある市政に係る重要事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとしている。なお、市の権限が及ばない事項、法令上、住民投票を行うことができる事項、地方自治法に定める条例の制定又は改廃の直接請求の事項から除外されている事項、特定の市民や地域に限られる事項、その他、住民投票に付することが適当でない事項については、投票の対象から除くこととしている。第3条は、住民投票の形式について、第4条は、住民投票の実施を請求できる住民の範囲について定めている。第5条は、必要署名者数の告示について。第6条は、請求代表者証明書の交付手続に

ついて定めている。第7条から第11条までは、署名簿の取扱いについて。第12条は、住民投票の実施の請求について、第13条は、住民投票の実施の決定について定めている。第14条は、住民投票の投票資格は、公職選挙法に規定する市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者としている。なお、選挙権の欠格事由に該当する者については、投票資格者から除くこととしている。第15条は、投票資格者名簿の調製について。第16条は、住民投票の投票日について定めている。投票日は、市長が住民投票の実施を決定した旨の告示をした日又は住民投票の請求を受理した旨の告示をした日から起算して90日までの間に設定しなければならないとしている。なお、投票日が選挙と重なるとき、そのほか市長が特に必要と認めるときは、投票日を変更できるとしている。第17条から第22条までは、投票について定めている。第23条から第25条までは、開票について定めている。なお、住民投票の開票に関して成立要件を定めておりませんので、投票率に関わらず必ず開票し、その結果は尊重されることとなる。第26条は、住民投票の再実施の制限期間について定めている。住民投票の適切な運用を図るため、同一又は同旨の重要事項に関する再投票については、2年間の実施制限を設けるとしている。第27条は、情報の提供について、第28条は、投票運動について定めている。投票運動については、買収、脅迫などにより、市民の自由な意思を拘束したり、不当に干渉したり、平穏な生活環境を侵害しない限りにおいて、自由に投票運動が行えるものとしている。第29条は、住民投票の実施の手続が地方自治法に規定する条例の制定又は改廃の請求の例によること、住民投票の投票及び開票の手続が公職選挙法に規定する投票及び開票の手続の例によるものとしている。第30条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することとしている。附則において、この条例の施行日を平成27年9月1日としている。

質疑応答

委員：先ほども質問したが、部会長のまとめている中身とこの16条の投票日のことについては、考え方が逆ではないかと私は受け取っている。それから、第2条の住民投票を行うことができる事項について何点か確認をしておきたいと思う。一つは、請求されようとしている事項が、1項に該当しているか否かの判断及び2項（5）の規定に該当するかの判断を誰がどの時点で行うのかを答えたい。部会では、第6条の代表者証明書の交付を行うときに、市が証明書を発行するかしらないかを窓口で判断するような回答であったと思う。これに対して、部会長からは、窓口で厳格に判断して、はねつけてしまうと住民投票条例が機能しなくなるので、避けて欲しいと注文している。私は、自治基本条例26条の1項については、市長は自ら重要事項であると判断すれば住民投票ができると規定して、2項は、有権者の1/6以上の署名があれば、住民側から住民投票を請求することができるとして、そのほかの制限はされていな

いということが、私の解釈であるが、いま、提案している程度の表現であれば重要事項については、賛成したいと考えているが、そこで確認をしておきたいのですが、市政に掛る重要事項に対する部会の提言は、いま、出されている条例案のどの部分に活かされているのかを教えてください。あとは、制定スケジュールについても意見があるが、とりあえず、重要事項の判断について答えていただきたい。

事務局：投票日の第1項の規定であるが、告示の日から起算して90日を超えない範囲において期日を定めることがひとつ。それと、部会では、経費の面がありまずし同日にできれば同日に実施した方が良いとのことでしたので、事務局としては当然同日にできるものであれば同日に実施することを想定している。ただし、部会でもご説明したが、例えば衆議院選挙の場合は、市の投票区が三つに分かれている特殊な事情もあることから、場合によっては投票日をずらすことも視野に入れた判断をすることもあるかと思うので、このような規定となっている。

第2条の重要事項の判断については、第6条に請求代表者証明書の交付と見出しにあるが、住民投票を住民発議で行う場合には、請求代表者制度を利用するの制度になるので、まず、市長に請求代表者の請求をすることが手続として必要となる。そのときに、どのような事で住民投票を実施したいのかその要旨を書くこととなる。その内容が、第2条の(1)から(5)の中に該当した場合には、その請求の内容で、代表者証明書の申請が却下されることは当然に想定されることとなる。

広く解釈するという部会での審議をどの様に反映しているかだが、事務局としては、(3)については、地方自治法の直接請求では除外されている事項のみに規定を変えている。あとは、市の権限に属さない事項や他の法令で実施できるものや特定の地域に限って行うものについては、除外の対象となると示しておりました。(5)のその他については、現時点では、住民投票にかけられる内容としても、将来、国の法令などでできなくなることが起きるかもしれない。おおまかな規定となっているが、逆に考えれば広く解釈できると思う。事務局としては、(1)から(4)までに当てはまるものであれば除外することとなると思う。

委員：ちょっとよく分らないが、(5)は、今は考えていないと理解して良いのか。

(4)については、若干疑義がある。追加しての質問であるが、2項の(4)に該当するものとしては、どのようなものを想定しているのか。はっきりしないとこれが一地域の問題だと、どんどんはねつけられてしまう。このようなことが起こりうるのではないかと思う。そのあたりの説明がないといけないと思うが、その説明をお願いしたい。

事務局：具体的に逐条を読ませていただくが、2ページの第5号関係で社会の変化により除外することが適当とされる場合も想定されるためこのような概括的な項目を設けていますとなっている。委員の質問のとおり、(5)に当てはまる具体的な事項を想定しているわけではない。それと(4)の特定の地域とのことだが、具体例を申し上げて良いか分からないが、例えば、藤岡に下宮地区がある。当該地区は、義務教育や水道などについて加須市の行政サービスを受けており、栃木市のサービスばかりではない。地域が境界の変更を求めていることもある。この特定の地域に対して、市全体で住民投票をして、それに反対するということが、いかななものかということが、(4)の意図しているところである。

委員：この前も言ったが、迷惑施設などこの地域で嫌だという発言もでると思う。このような事を判断してくれということもあると思うが、この前の部会では、それは全体に関わることだと言ったが、ようするにここを狭く考えて、これは一地域の問題だから駄目だとはねつけることがあまり無いようにして欲しいということである。はねつけることを広く解釈していくと住民投票条例を作ったのに何の役にも立たないと結局形だけ作っただけではないかとならないことを私は心配している。1回選挙を行うと5600万かかるとこの前報告されているので、できるだけ同日に実施した方が良いのではないかと思う。この規定をみると外してしまおうということが、なんとなく見え見えのような気がするので、担当者は大変と思うが、住民の立場に立った運用をして欲しいということで、意見を申し上げている。

会長：そこは、資料1の議題で、もう少し表現は、工夫する必要があるとのことでしたが、重要事項を広く解釈するのに努めると、委員のご発言の趣旨と同じ趣旨で書かれていると私は読んだのですが。

委員：市役所が守るかというところですよ。ここで、文書を書いても守らないとなんにもならない。ここで言いたいだけは言わせておくと、後で適当とは言わんけどやるからと、これでは住民投票条例を作っても、だったら最初から止めた方が良いのではないかとも思う。

会長：担当者も変わりますから、あくまでも残るのは文書としての問題ですね。

自治部会長：補足ですが、いま、ご指摘の点が部会でも議論になった。時間的な制約がある中、いまの様な疑問は当然であった。疑問については、議事録に残して、後で庁内や議会で検討する際にそれを踏まえて検討して欲しいということは、きちんと記録に残したつもりである。今後は、これを元に色々な場で検討を進めていって部会の趣旨と違う条文になった場合は、なぜ趣旨と異なったかを説明していただく説明責任は発生してくるのではないかと思う。

大きく指摘は2点あった。一つは、住民投票の請求を行うときに、受け付けないのであれば、意味がなくなるので、なるべく請求を受け付けるように広く解釈して欲しいということ。ただ、これの線引きで、どの点が重要事項でないのかということは、部会では議論を詰めることができなかつたので、今後の検討に委ねているところである。

もう一つ、投票日の件については、コストの面から同時にできるようであれば、同時にということでしたが、逐条解説の13ページを見ると同時に行った場合には、公職選挙法により住民投票の投票運動が制限されてしまうデメリットもあるということで、これについての十分な説明がなかつたと記憶している。このような前提がないなかで議論を進めたところがあった。自由な投票運動が制限されるデメリットが発生するなら、回避した方が良いとの判断もありますので、このあたりは検討をいただく要素であると思っている。

委員：いまの議論に関係してですが、2ページ目の第4号関係というところの解説をもう少し丁寧にやらないと、間違つた解釈をされる。先ほど別の委員が、心配されたことが往々にして起こる可能性があるので、ここの書き方が、最初に全市域の住民を対象に投票条例が実施されるものであることからと入れてしまうと先ほど言われたような、例えば指定廃棄物の貯蔵がそこに決まるような場合は、その地域の方が心配すると思う。それがはねられはしないかとの心配がある。ついては、ここの解説の在り方をもう少し検討いただく必要があると思う。

それから、三つほど質問がある。まず、1ページの第1条に住民に直接その意思を確認しという条文があつて、市政に反映させることにより市民の市政への参画意識を高めというが、これは逆ではないかと思う。そもそもこの条例そのものが、参画意識を持ってもらうことを前提としたものではないかと。ですから、ここで、市政への参画意識を高めとは必要が無いと感じました。あるいは、その前にそういうことを進めるために、市政に反映させて、市民自治の推進に資することを目的とするという段取りと感じました。

それから二つ目は、12ページ第14条の2段目に、市の議会の議員と書かれているが、市議会では分かりやすすくないのか。市の議会は他にもあると捉えられないか。

三つ目は、各条文で1号関係、2号関係などと記載されている。関係は、ここでは適さないように感じましたが。そのことをズバリ解説している位置づけであれば、上に解説と標記してあるので、1号、2号としてはいかがか。

会長：ご指摘は、この場で審議することでは無いと思いますので、ご意見として頂戴し事務局で検討するというところでよろしいか。

ほかにいかがか。

委員：第26条の再実施の期間ですが、もし、社会状況の急変があったり、新しい事実が発見された場合、この2年間の制限があると、重大な問題が生じることもあると思う。但し書きで、社会状況の急変あるいは、新たな事実が発見された場合は、その限りではないという条項を入れた方が良いと思う。

会長：実は、部会でもどうして2年なのかという議論が多少ございました。ご意見として頂戴して事務局で検討させていただくことでよろしいか。

4) 栃木市パブリックコメント手続条例(案)について・・・資料4

資料に基づき秘書広報課(以下：広報)説明

広報：資料4 栃木市パブリックコメント手続条例(案)の考え方についてと資料4-1 栃木市パブリックコメント条例案をご覧いただきたい。制定の経緯ですが、平成22年に栃木市パブリックコメント制度実施要綱を制定いたしまして、現在、その要綱に基づき実施している。栃木市自治基本条例の第28条において、意見募集については、条例で定めることとなっている。また、自治基本条例で3年以内という義務付けがあり、平成27年9月末までの制定を目指している。制定に当たっては、要綱に定められている条項を元に、他市条例と比べながら不足の部分を補完する形で条例を制定していきたいと考えている。資料の4をご覧いただきたい。前回の自治基本条例部会において、条例の考え方について、五つの項目をお示しした。その中で、適用除外の項目については、現要綱において、パブリックコメント対象事案と同条項内に、手続を実施することを要しない規定を盛り込んでいる。条例中第2条の定義において、規定すると提案したが、その後の検討で、対象となるものと適用除外にするものを別に条立てし、明記することで分かりやすくなるので、案の4条と5条とした。

次の項目のパブリックコメント手続及びパブリックコメント手続の特例についてですが、パブリックコメントの期間は、従来、要綱では1か月以上との規定でしたが、月により日にちが異なるので、30日以上として分かりやすく改めたいかというものである。また、理由を明確にする前提ではあるが、特例的に30日に満たなくてもパブリックコメントをできるようにしたいので、説明をしたところである。前回の部会で、事務の手続上の遅れや当局の都合で、短期間でパブコメを実施した実績作り、例えば、3日間などの短期間でパブコメを実施したとならないために、濫用を禁止するような規定を盛り込めないかというご意見をいただいた。その後、他市同様の条例を参考に調査検討をしたが、いずれも条文の中に特例条項の濫用を禁止する条文はありませんでした。その対応を調べますと、逐条解説や説明書の中に事務手続上の遅れによるものは含まないなどの標記があることから、本市でも同様の対応としてはいかがかと考えている。

資料4-1 栃木市パブリックコメント手続条例(案)をご覧いただきたい。

第1条は目的である。第2条では、定義として、実施機関、市民等を規定している。市民については、自治基本条例に規定している市民の定義に市税の納税者を加え範囲を広げている。第3条については、手続きとして、意見から公表について示している。第4条・第5条については、先に説明したとおり、パブコメの対象と対象外である適用除外を示している。第6条については、政策等の案の公表について、1か月ではなく、30日以上公表期間にすると規定したもの。第7条は、特例で30日以内でも理由を明らかにして実施できるという特例であり、濫用を禁止する記述については、逐条解説に記載することとし、条項としては記載されていない。第8条については、意見の提出。第9条については、提出意見の考慮義務についてですが、現要綱の中では、意見の処理の中に一文として含まれているが、特に重要と考えており、別に条立てをしているところである。第10条については、結果の公表として、パブリックコメントを実施したにも関わらず、政策などを実施していなかった場合の速やかな公表について、または適用除外でパブコメをしなかったものについても公表するということである。第11条については、実施状況の公表。第12条は委任です。

質疑応答

会 長：いまの説明について意見のある方は。

自治部会長：パブリックコメントの逐条解説は、一般的に公表されるのか。

広 報：はい。

自治部会長：問題は特例のときですが、急いでいて十分な期間を設けることができなかった。それを濫用しないように注意をしたいところであるが、逐条解説で示されていれば、それを元に市民が受け入れることもできる。逐条解説が公表されている限りは、あえて本文で規定しなくても十分市民に理解いただけると思う。第7条では、特例に当てはまる場合は、理由を示さなければならないと規定されているので、部会で指摘された危険性は十分少なくなると思う。

会 長：その他いかがでしょうか。

それでは、自治基本条例部会で審議いたしました議事の1から4まで、それぞれご意見を頂戴いたしました。事務局で検討することになった案件については、次回以降にその回答をお願いします。

委 員：制定スケジュールを見ると、10月1日に例規審査委員会、それと庁議がいつ行われるのか分かりませんが、これはそのようになっている。いま、出され

た意見がどのように条例案や逐条に活かされているかということをお我々は知ることができないわけですが、それが庁議にかかってくることは、それが素案の素案として決定されると思う。それをパブリックコメントにかけて2月の市民会議で最終的な答申を出していただきたいと思うのですが、1日の例規審査委員会や庁議までに、先ほど出された意見などが、ちゃんと検討してくれるんでしょうねということを確認しておきたいと思うのですが、先ほどの委員長のまとめだけだと、次に出されるということになってくると、意見は聞きます、でもこのままいきます、例規審査にこのままかけます、庁議にこのままかけます、素案が決定しました、後は、2月の市民会議で決定ください、そして条例になってしまいます、となってしまう気がするのですが、事務局でまた論議するのですかね。

事務局：スケジュールでは、この条例について、2月まで市民会議の全体会はありません。この住民投票の条例案をご審議いただくことは想定しておりませんので、委員のご指摘のとおり庁議とか議会とかパブリックコメントに進むが、先ほどいただいたご要望に対してどのように反映させるか修正するのは、事務局で検討して、内容については、皆さんのお手元に逐条解説を送付して、ご意見をいただくことしかできないと思う。ですので、逐条解説を再度検討しましてその検討結果については、文書の送付でご意見をいただく場を設けるということで、対応させていただきたいと考えている。

委員：それであればいいですけどね。

自治部会長：先日の部会でも申し上げたことですが、あくまでもこれは、議論の出発点で、これから色々な手続きを踏んでいきます。当然、その都度、色々な意見が出てきて、それを反映させていくので、我々の意見が必ずしも全て通るわけではないと理解すべき。結局、その都度、市民会議に戻しては一向に手続きが進みませんので、私としては、本日、色々な意見が出されましたが、これらの意見に対応するというので、事務局が示した素案については、一応、市民会議で了承したということではよろしいのではないかと思います。意見がでるたびに議案を市民会議に戻しては進まないのではないかと。もちろん放置されては困るし、説明責任は果たしていただく必要もある。まずは、意見が出たことを踏まえて、全体として了承したという手続は踏んでもよろしいのではないかと思います。

会長：次回の全体会は、2月とのことですが、この間、文書のやりとりで皆様のご意見がどのように反映されたかを確認いただき、次回その理由を説明いただくやりとりにならざるを得ないので、了承願いたい。

自治基本条例部会の議案については、いただいたご意見についての検討の余地があるが、基本ご了解をいただいたということではよろしいか。

(休 憩)

5) 総合計画部会外部評価について・・・資料5

資料に基づき総合計画部会代表委員がグループごとに説明

総合部会長：これだけ大掛かりな評価作業というのは初めての経験で、非常に緊張しながら、どういう結果になるのかということのを思いながら臨んだ。

全部の8つのグループという事で、グループの1からグループの7までは総合計画の進捗状況について評価を行い、グループ8は行政改革大綱・財政自立計画の検証という事で作業を行った。

グループの1～7までは、2日間2回にわたって8月の中旬に実施した。私も全部は無理だったが、グループの1から7のいずれも第一回に参加し、どんな感じでやっているのか、議論の様子を見せてもらった。グループ8については、8月21日に一回という事で、こちらにも参加させてもらった。

各グループによって、それぞれ良い意味での個性が出ていたと思う。

今回、基本施策や単位施策について、市職員からの説明を受けて意見を書くというものであったが、評価表自体がどういう事を言っているのかという戸惑いもあり、なかなか意見を書けと言われてもどうしていいかという委員もいた。

ただ各委員が工夫をしていて、非常にポイントおさえた発言をする方もいれば、事前に意見を書いてきてそれをお示しになった方もいた。特に行革大綱の検証では、膨大な量の資料の一つひとつ全てに丁寧に時間をかけて意見を書いてきた方もおり、グループごとにそれぞれ向き合い方があって、良かったのではないかと思う。

それを事務局の方で表の外部評価の欄に吸い上げて、そして微力ながら、学識委員の間で担当を分けて、目を通させてもらった。

そうして素案が出来上がったということで、今回はそれを各グループごとに発表をしてもらう。

今回の作業の中で、いろいろな課題がでてきたが、行政の側と皆様方の距離が縮まったようなところもあるのかなという所もあるし、私達もそれを共有することができ、感謝申し上げます。

それではグループ1から報告をお願いします。

以下、グループごとに各代表委員より、作業結果を報告

① グループ1

このような評価作業に参加させていただいた感想として、これまでの市民会議では、行政が何かを提案し、それに対して市民である委員が意見や批評を行うという関係軸での議論がされてきた。しかしながら、今回の外部評価の作業は、栃木市がよりよい市となるため、評価の議論を重ねるたびに、市民と行政が一体となって何かを作り上げていく関係、まさに「協働」の関係が築かれて

いくことを実感できたと感じている。これからのまちづくりは、対立軸の関係から協働軸の関係で進める方が、より有効だと考えているところである。

さて、当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針1」にある2つの基本施策、6つの単位施策について、担当の職員の方による内部評価結果に対して外部評価を行った。

基本施策1 1「豊かな自然環境の保全」では、燃やすごみの削減なくして施策目標の達成は難しいだろうとの考えから、市民への普及啓発を広げることが大切であるため「栃木市エコデー」の制定を提案させてもらった。また、栃木市で行われている公園の管理や道路整備について除草剤の散布、水田への農薬散布の実情に対して、例えば、業者との契約書に「環境に配慮した」という一文を入れるといった、本施策から他の施策へ「環境への配慮」を働きかけていくことの必要性をコメントしている。

さらに、下位の単位施策を見ますと、各施策とも進捗状況は順調ですが、特に「循環型社会の形成」や「新エネルギーの推進」については、事務事業数も少なく、団体等への補助事業に偏っているため、評価欄にあるような共同研究による事業の掘起しやバイオマス等への取組みを求めていると思う。

次に、基本方針1 2「安全で良好な水資源の確保」では、下位の単位施策も含めて目標に対する実績は順調だが、下水道の有収率が未達であり、今後の公共料金の統一や経費節約に大きく影響することが予想されるので、目標達成に努力されることを強く望む意見が出されている。

下位の単位施策では、水質向上や河川環境の保護などに対する市の取組みは評価できるが、水質や河川環境検査などの結果については、市民に対して十分に周知がされていないと思われる。市民の安心だけでなく、水道料金の設定や滞納金の回収などにも貢献できるものと思われるので、早急な取組みを求めた。

また、自然環境の保全や市民の安全安心のためにも、この施策分野では「水源地の涵養」という点で、いっそうの取組みが必要であるとの意見から、今後の計画見直しの際には是非とも考慮頂きたい。

② グループ2

当グループでは、栃木市総合計画の基本方針2「心地よく暮らせるまちづくり」にある2つの基本施策と、7つの単位施策について、担当の職員の方による内部評価結果を踏まえて外部評価を行った。

基本施策2 1「暮らしやすい都市の創出」では、下位の単位施策において「公共交通体系の充実」があるが、身近な公共交通サービスであるふれあいバスの利用状況について、担当者より本格運行前に路線の見直し等の改善がなされたと説明を受けたが、現在の利用状況を見るとまだまだ改善の余地が残されていると思われる。今後も引き続き、利用状況のみならず、交通弱者である学生や高齢者などの潜在利用者の利用希望（利用目的、行き先）も併せて把握し、路線等の見直しが必要であると思われるので、コメントをした。

また、土地区画整理事業の推進等により、専用住宅の年間新築戸数が目標値を多く上回っているが、その反面で空き家も増えてきている。新たな人口流入を促し、定住促進を推進していくには「あったか住まいのバンク事業」の拡充は必要であることから、もっとPRの強化が必要であると思われる。

市では、いろいろな施策を実施しているが、制度の概要が市民に伝わっていないものが多々見受けられる。まちづくりを進めていく中では、行政と市民の協働が不可欠であることから、事業のPRを含めた周知方法の検討が必要であることが、評価委員全員の意見であった。

次に基本施策22「生活環境の充実」では、下位の単位施策も含めて目標に対する実績は順調だが、合併後の人口増や高齢化の上昇に伴い、現斎場の予約状況は逼迫状態にあるため、新しい斎場については市の人口規模に見合った斎場整備を要望する意見が出された。

併せて、単位施策の「衛生環境の充実」において、成果指標が「年間苦情件数」となっているが、斎場の利用は度々あるわけでないことから、苦情を出すことなく我慢してしまうケースも考えられるので、もっと実際的な「利用待機日数」などの、新たな成果指標の検討が必要であるとの意見があった。

また、単位施策の「公園緑地の維持・整備」においても、公園は災害発生時の一時避難場所となりえることから、「一人当たり都市公園面積」という量的成果指標のみならず、公園の分布などの質的成果指標も重要であるため、今後の計画見直しの際には、是非とも新たな成果指標の検討を考慮頂きたい。

③ グループ3

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針3」にある2つの基本施策、5つの単位施策について、市による内部評価結果に対して外部評価を行った。基本施策31「危機管理体制の構築」では、市民の火災予防意識を高めることが重要との考えから、今までの出火原因の周知に努めることで注意を促し、火災の減少につなげていくべきと考える。

また、市民の危機管理能力の底上げを図ることが必要と感じたことから、市民自らできることを市が積極的に周知又は指導することで、市民協働による「安全安心で快適に暮らせるまちづくり」を実践していただきたいと思う。

さらに、救命救急率は5年後の目標を達成済みであることから、人命にかかわることを鑑みて、目標値の再検討を望む意見が出されている。

下位の単位施策を見ると、目標は達成しているものの、自主防災組織がほぼ自治会組織であるため、今後は会社や団体、学校等において組織化できるよう市の指導が必要と感じている。

また、災害に対する準備の必要性をより身近に感じていただくために、「市民防災デー」を設定し、合同災害訓練や各自治会ごとの訓練等の取り組みを実践していただきたい。

さらに、唯一目標が未達となっている「鎮火時間」の短縮については、火災

現場により状況が異なることから、なかなか難しいとのことだが、対応力の強化を図り、目標達成に向けた更なる努力を期待する。

次に、基本方針3 2「安全安心な暮らしの確保」では、2つの目標が達成されているが、現状に満足することなくその他有効な防犯対策を推進してほしい。

また、市民との協働なくしては本施策の実現は難しいと思われることから、安全安心に関するスローガンや標語等を募集し、街頭に掲げるなどして、市民自らが市民を守る意識づくりを高める取り組みを提案させていただいた。

下位の単位施策では、各施策目標の未達が多いことから、今後ますます目標達成に努力されることを強く望む意見が出されている。

また、最近は特に自転車による事故が多いことから、自転車の運転マナー向上のための教室を開催するよう提案する。

さらに、一向に減らない高齢者をターゲットとした詐欺対策として、窓口に来られない在宅の高齢者に対し個別に訪問し、「おれおれ詐欺」や「還付金等詐欺」の事例の周知並びに指導等を行うことも検討するよう提案させていただいた。

④ グループ4

当グループでは、栃木市総合計画の基本方針4にある三つの基本施策と十二の単位施策について、職員がまとめあげた内部評価結果に対して外部評価を行った。

はじめに、基本施策1 医療体制の充実については、市民にとっては医療機関だけでなく在宅医療や訪問介護など医療を安心して受けられる体制は、なくてはならないものであり、これらの役割分担を明確にして医療体制の充実を図り、医療機関などと行政との連携を強固に保つことは非常に重要であること、併せて、充実した医療体制を広く市民の方々が十分に活用できるよう啓発に努めることと意見が出された。

さらに、下位の単位施策を見ると、各施策とも進捗状況は順調ですが、特に、高齢者対策については、在宅医療や訪問看護への支援強化、広域的な連携の必要性とそのための仕組みづくりの確立への要望が出された。

また、公平性を保つため国民健康保険税の収納率の向上を図る方策として、税務関係部署の職員だけでなく、全庁をあげて収納業務にあたるよう意見が出された。

次に、基本施策2 総合的な福祉の構築は、高齢化社会が進む中、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯は年々増加しており、高齢者の孤立を防ぐためには、地域の実情に精通した高齢者ふれあい相談員制度は、益々重要な役割を担ってくるので、相談員の確保と研修の充実を図ること。加えて、高齢者の自立を促進するため、高齢者活動のリーダー養成に対して市のかかわり方を検討すべきとの意見が出された。

また、高齢者や障がい者及び子育てなど支援を必要とする人の課題は、多岐に

わたるので関係機関の連携強化を図るよう意見が出された。

さらに、下位の単位施策を見ると、各施策とも進捗状況は順調だが、特に、子育て環境の充実や高齢者の自立支援の充実に関する単位施策については、事務事業が多岐にわたっており、今後も事業の充実を望むとともに、地域の実情に精通する民生委員児童委員や社会福祉協議会、関係各機関との連携を尚一層強化することと意見が出された。

また、少子化が急速に進む中で、人口増加対策と定住促進の強化を図るため、子育て世代が子どもを安心して育てることのできる環境を早急に整えるべきとの意見もだされた。

次に、基本施策3健康づくりの充実では、各種検診に対する受診率向上に向けてPRが不十分であるので、自治会と市が連携・協働により受診に対するPRができる仕組みを構築し、予防対策の充実を図り、市民健康寿命の延伸に向けた対策の強化を望むとの意見が出された。

さらに、下位を見ると各施策とも進捗状況は順調だが、特に予防対策の強化に関しては、健康の保持増進や予防に対する個人の意識づけは難しいものであるので、啓発にあたっては単にパンフレット等の配布だけでなく、例えば、各地域での説明会の回数を増やすなどきめ細かな対応が必要であり、予防対策の強化が医療費の削減に繋がるものであるとの意見が出された。

以上のことから、今後、基本方針である健康で生きがいを持てるまちづくりを推進するため各事業の実施にあたっては、特に、民生委員児童委員、高齢者ふれあい相談員など地域の実情に精通した市民の方々の協力は欠かせないものとなるので、これらの方々や自治会そして社会福祉協議会、関係機関との連携体制を構築し、各種事業を推進する仕組みを確立するよう求める。

⑤ グループ5

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針5」にある4つの基本施策、10の単位施策について、担当の職員による内部評価結果に対して外部評価を行った。

基本施策5-1「学校教育の充実」では、各施策での取り組みや学校関係者の日々の活動の成果として保護者の学校に対する満足度が目標を達成しており大変評価できるものであった。引き続き学校教育の充実を推進していただきたい。

さらに、下位の単位施策を見ると、各施策とも進捗状況は順調で良好であると評価したが、特に「確かな学力の育成」においては、こども達の理科離れから、理科支援員配置事業の具現化に取り組んでほしいとの意見が出されている。

また、「魅力ある教育環境の充実」においては、安心安全な学校施設の実現のために校舎等の耐震化の計画を前倒しすることや、学区の見直しに関する検討を進めることなどの意見が出された。

次に、基本方針5-2「生涯学習の充実」では、評価指標である市民満足度調査を実施して、実態を把握した上で調査結果に基づき生涯学習環境の充実の向

上に努めていただきたいとコメントさせていただいた。

下位の単位施策では、生涯学習人材バンクなど地域の人材の活用やボランティア等を講座や教室に活用についての意見が出された。また、社会教育施設の適正な維持管理と講座・教室等の内容の充実を図るなどの意見も出された。

次に、基本方針5 3「スポーツの推進」では、評価指標であるスポーツ施設、スポーツ大会等の市民満足度については、調査を実施し実績を把握したうえで各施策の取り組みに反映させていただきたい。また、健康とスポーツを連携させ身近にスポーツを楽しむ環境整備も併せて進めていただきたい。

下位の単位施策では、体育協会主催事業の参加者数の目標値が未達成であることから、原因を調査して大会の周知方法や施設の利用し易さなどの対策を講じることなどの意見が出された。

次に、基本方針5 4「文化の振興」では、目標に対する実績は順調であり評価できるものである。更なる満足度の向上に努めていただきたい。

下位の単位施策では、各地域の文化会館の連携を強化し施設の特徴を活かした事業を企画してほしいとの意見が出されていた。また、伝統芸能活動等の継続支援については、補助金の整理、増額と併せて活用策の検討について提案をさせていただいた。

⑥ グループ6

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針6」にある5つの基本施策、1 2の単位施策について、担当職員の方による内部評価結果に対して外部評価を行った。

基本施策6 1「農林業の振興」では、高齢化や後継者不足の課題解消に向けて、規模拡大を目指す担い手となる認定農業者の育成は重要であることから、認定農業者への支援に取り組んでいただきたい。また、付加価値の高いブランド農産物の支援にも取り組んでいただきたい。

下位の単位施策である「農業経営基盤の充実」については、施策の進捗状況も順調で評価できるものの、「特色ある農林業の展開」については、農産物のブランド化と販売促進の支援策を打ち出して行く必要があるとの意見が出された。

次に、基本方針6 2「商工業の振興」では、空き店舗対策と併せて観光協会等と連携した観光客誘客による商業の振興や、小布施を参考にしたまちづくりの視点から商工団体と協力した取り組みが重要であるとの意見が出された。

下位の単位施策では、空き店舗活用のための全体構想の策定や新規出店補助制度の見直し、企業向けの融資制度の検討や制度周知の強化などの意見が出された。

次に、基本施策6 3「観光レクリエーションの振興」では、観光客誘客策の強化として、とちぎブランドを活用したグルメ商品等の開発や県南地域の強みを生かした観光PRの強化等に取り組んでいただきたい。

下位の単位施策では、観光資源のブラッシュアップやおもてなしの心を醸成

する取り組みとして、全ての市民によるあいさつ運動の実施や市内の大学生や高校生とのコラボによる新たな商品開発の取り組みについて提案させていただいた。また、豊かな自然環境や特徴を活かした体験型観光や各地域の連携による新たな観光メニューの開発についての意見が出された。

次に、基本施策6-4「雇用の創出」では、各施策での取り組みにより目標が達成され進捗状況は順調であると評価できるが、新たな雇用の創出においては第三次産業の誘致体制の構築が急務であり取り組んでいただきたい。

下位の単位施策では、雇用拡大に大きく貢献する第三次産業の誘致について新たな仕組みの検討についての意見が出された。また、特に「新産業創出の推進」については、農業施策との連携による6次産業化を推進して新たな地域ブランドの開発を進めるとともにとちぎ小江戸ブランドとの連携を強化するなどの意見が出されている。

次に、基本施策6-5「多様な地域間交流の充実」では、国内・国際交流のイベントや栃木市の一体感を醸成するイベントを積極的に実施するとともに、交流イベント以外にも観光や農商工等の産業との連携を図ってほしいとの意見が出されている。

下位の単位施策では、特に新市の一体感を醸成するイベントについては、全地域が連携したイベントの事業化について提案させていただいた。また、スポーツイベントについてもより多くの市民が参加できる内容等の検討が必要であるとの意見が出されている。

⑦ グループ7

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針7」にある3つの基本施策、9つの単位施策について、市による内部評価結果に対して外部評価を行った。

基本施策7-1「市民と行政の協働と情報共有の推進」では、市民の一体感を図る様々な市の取り組みに対しては、一定の評価をしたい。

しかし、まだ各地域へのこだわりが強く残っていると感じるため、今後更なる一体感を深める施策展開を期待する。例えば、市のマスコットキャラクター「とち介」をメインとした「とち介まつり」の開催等も検討されるよう提案する。

また、情報管理の面では特に業後の庁舎内の情報機器の取り扱い方法についてフロアや部署によって統一されておらず、施錠がされていても机上にPCを放置して退庁するといったことは、民間では考えられないことであり、情報に関する危機管理への早急な対応を求める。

下位の単位施策を見ると、特に「地域自治の仕組みづくり」や「身近なまちづくりの推進」については、目標が説明会参加者数や会議出席者数となっており、具体的に何が推進されたか不透明であるため、次期計画までに目標を再検討願う。

また、来年度から始まる新たな地域自治制度に対し、初期段階は戸惑いが生

じると予想されるため、運営等に関し手厚い支援をお願いする。

「市民活動の推進」については、目標を達成しているものの、市民協働まちづくりファンドの内容が、まだまだ市民に対し周知不足と感ずるため、更なる周知努力とともに活動団体に対する支援の充実をお願いする。

「市民参画の充実」については、市政懇談会が市への要望を話す場となっていることから、もっと大所高所に立った意見交換となるよう、開催手法について工夫されたい。

次に、基本方針72「基本的人権の尊重」では、下位単位施策の目標設定に疑問を感じる。講演会や研修会等の出席者数という指標は、事業レベルの指標という印象があるため、再検討を願う。

人権教育や男女共同参画の推進には、子どもの頃からの意識づけが重要であると思われることから、教育委員会と連携した施策の推進について、是非とも考慮頂きたいと思う。

下位の単位施策では、施策内事業の予算配分を見直し、施設維持管理費を削減し、市民が楽しめるような工夫を凝らした普及啓発に転換を図るべきと考える。

また、若年層の世代では男女共同参画が形成されており、真の男女共同参画社会の実現には的を絞った啓発が必要と感じる。

さらに、他の施策に比べ予算配分が少ないため、十分な事業運営がなされているか心配である。新規事業の掘起しを検討されるよう求めていきたい。

次に、基本方針73「行財政運営の充実」では、職員は常に経営感覚を意識した行財政の運営が必要であると思われる。そこで、市税等の収納率の向上や国・県の補助制度の積極的な活用により、財源の確保を図り、事務事業の見直し等により無駄な支出を抑え、歳出の削減を図ることで、バランスのとれた行財政運営に努めることを求めた。

下位の単位施策では、さらに、職員の経営感覚を向上させるために、民間企業経験者の登用制度の検討を提案する。

最後に、窓口の利便性についてはかなり改善されたが、ワンストップサービスという点では、まだ課題が残されていると思われることから、職員一人ひとりが、行政コンシェルジュとしての自覚と弛まぬ向上心を持って、窓口のエキスパートを育成するなど、窓口サービスの更なる向上に努めてほしい。

⑧ グループ8

資料5—9 「平成26年度 行政改革大綱・財政自立計画実施計画（平成25年度 実施報告）についての意見の提出について」をご覧ください。

当グループでは、平成26年度 行政改革大綱・財政自立計画実施計画（平成25年度 実施報告）について、検証を行ったので、別添のとおり意見を提出するものである。

1ページをご覧ください。今回の意見案については、総論として計画全

般に対する意見と、2ページ以降にあるとおり、各論として4つの柱ごとの各取組事項についての意見を取りまとめた。

時間の関係もあるので、この場では総論のみ発表させていただく。

①財政の健全化は、最大の課題であり、財政基盤の確立こそが急務である。

②今後50年を見据えた長期ビジョンが必要。例えばテクノポリス的な構想を持ち、16万人都市にふさわしいバランスのとれたまちづくりを今から始められたい。

③行政改革大綱・財政自立計画における「本市を取り巻く環境や抱える課題」については、将来に向けた調査研究・分析の持続と充実が必要である。

④行政改革大綱・財政自立計画における「目的（柱）」について、検証、課題抽出と取組み（方向付け）を先進的に実施されたい。

⑤行政改革大綱・財政自立計画における「手段」について、検証、課題抽出と取組みを先進的に実施されたい。

⑥「HP（ホームページ）で周知する」との取組が随所に見られるが、HP（ホームページ）に掲載すればそれで実施では目的に近づかない。ICT環境を整え、自由に使える住民、世帯が全てではない。高年齢の方々、通信環境が恵まれないの方々にはそれでは周知できない。そのエリアをどうカバーするのか、示して戴きたい。安易にICT活用では解決できないと考える。

⑦PDC Aサイクルの適切な展開を検証、評価することが必要。それぞれの段階で何がなされているかが、分りにくい。

⑧行政は最大のサービス産業という言葉もあるとおり、市民のための行政である。そういった意識を職員が持って仕事を進めることが大切である。

⑨職員の意識改革という意味で、接客の技術を競うロールプレイングコンテストを行うことを提案する。

⑩本文に「行財政改革の効果を確認し、その実効性を毎年度高めていくため、次のPDC Aサイクルにより各取組を検証していくこととします。」という記述があるが、これでは、PDC Aサイクル全体が検証と誤解を受ける。そこで、「・・・次のPDC Aサイクルにより各取組を継続して実行、評価、改善していくこととします。」としてはどうか検討されたい。

⑪10ページの平成25年度の実施結果の記載で、平成25年度の成果評価については、所管課別の状況は捉えないのか？ 組織としての機能、達成状況も検証される必要があると考える。

以上が総論としての意見である。また各論については、2ページ以降に、全ての取組事項について、意見を述べさせていただいたので、ご覧いただきたい。

（事務局より補足）

事務局：全体の意見として、委員より提出いただいたものがある。こちらについては、行政評価制度に関するご指摘、また総合計画そのものへのご意見であった。

また今回作業を行う上で、システム上の帳票の不都合等もいくつか見受けられ

た。

これらを踏まえて、実際に作業に参加された皆様からも改善点等をお伺いしたいと考えており、年内に反省会を予定したい。その際先程の制度に関する意見等については触れさせていただきたい。

また今回の結果については、9月の政策会議に附議し、審議を行う予定である。ここで市長を始め、各部長より承認を頂いた後、10月中旬ごろに公表を行う。加えて単に公表を行って終わりではなく、職員が作業を行ったワーキンググループに結果のフィードバックを行い、目標の修正や検証を行い、修正を行えるものについては修正していく。また10月には予算編成も始まるので、そちらにも反映をさせていく。

質疑応答

委員：基本方針5の学校教育の充実に関することだが、文科省が生徒にタブレット端末を支給することを掲げているが、それに対しては栃木市ではどのような対応が取られているか。

会長：その質問は、今回の審議事項から外れるため、意見として承るということでよいか。

委員：参考意見で構わない。その他、学校防犯パトロールが現在実施されているが、不審者対策や交通安全対策だけでなく、今問題となっている虐待等やいじめなど、そういったものまで含めて見守り隊として提案をしているが、受けてもらえていない。できればそういった問題まで含めた見守り隊を結成してもらいたい。

事務局：今頂いた内容は、ご意見という事で承る。

委員：各施策共通項となるが、例えば基本施策11の豊かな自然環境の保全という項目では、目標が平成29年度にならないと実績が評価できない。これをなんとか、単年度ごとに評価できる成果指標を設けられないか。もちろん検討が必要かとは思いますが、これには2つの重要な側面がある。

基本施策目的として書かれている内容に沿った成果指標を設けて各年度毎に評価していく。本来この基本施策について、成果指標に則った評価ができないと、単位施策がそのとおりに進められても全体として良いのかどうか、方針を展開するとか目標を展開するという理屈から行くと成り立っていないのではないのか。ではこの基本施策を担当する責任を持つ所はどこにあるのか、非常に不信を持った。もちろん総合計画自体は議会等を通して5年後の目標が掲げられているが、単年度ごとにとり成果指標はあつてしかるべきと思ひ、提案さ

せていただいた。

会 長：意見として伺う。本年度はスケジュール的に難しいと思うが、次のサイクルの際は参考にさせていただく。

委 員：先程公表するとのことであったが、内容にいくつか誤植があったので訂正をお願いしたい。

単位施策 2 2 0 1 公園緑地の維持・整備について、指標に対する実績が現状値より低くなっているがこれはなぜか。

また、いくつかあるが、既に平成 2 5 年度の実績が 5 年後の目標を上回っているものがあるが、こういったものの上方修正は行わないのか。

事務局：総合計画については、市民の皆様と策定をし、議会の議決を経て実施中ということで、この目標値等の修正については、総合計画を修正するというのもう一度議会に附議をしていく必要もあり、5 年間の計画についてはよほど大きな社会的な変革・問題等が無ければこのままでいきたいと考えている。ただ、先ほど別の委員からもご意見のあったとおり、行政評価の中で軌道修正を行うことも可能かと思うので、先ほどお話したとおり、年内に一度その辺の意見交換の場を設けたいと思っているので、今のお話は意見として頂戴し、皆さんと一緒に検討していきたい。

会 長：現状より成果が下がっているものについてはどうか。

事務局：単位施策 2 2 0 1 公園緑地の維持・整備については担当に確認をさせていただく。

委 員：表の見方だが、コスト欄に事業費が計上されているが、達成度が 0 というものがある。どのように読めばいいのか。

事務局：ご指摘の箇所については、土地改良区総代選挙費ということで予算を計上したが、実施されなかったものである。

委 員：トータルコストは実際にかかった経費ではなく、予算額ということでよいか。

事務局：決算額である。

会 長：達成度は予算の消化具合ということになるのか。

事務局：事務事業の達成度についてであるが、部会の皆様には事務事業の評価表もご

覧いただいたうえで評価を行っていただいていたが、事務事業がそれぞれ目標を持っており、その目標に対する達成度を示しているものである。

この部分についてはシステムより職員が手計算にて達成度を算出したものを入力しているが、この部分の改善策についても年内の反省会にて議論したい。

委員：グループ1から7の間では、2回部会が開催され、行政と市民の間が対立軸から協働軸へとなくなっていったとの話もあったが、残念ながらグループ8では開催が1回で、膨大な資料を紙でやりとりしたにとどまっている。職員から説明を受けたり、私たちのアドバイスを申し上げたりする機会が失われたというのは非常に残念である。今後の進め方についてご配慮願いたい。

実際やってみると、A4で20P近く書いて提出しているが、見てもらうためには単にこうじゃなきゃだめだというのではなくて、どういった理由でどういった考えに基づいてとういうことを記載するのに時間がかかるので、そういった問題も避けたいし、職員からの説明があれば理解が進んだとも思う。

会長：次年度以降改善の方向で検討する。

委員：今の意見にもあったが、文書による質問や意見の取扱いというのはどのようになるのか。会議の中で発言したものではないから議事録にならないのか、そのあたりの取扱いについてはもう少し考えるべきでないか。

またスケジュールについてであるが、今回委員に報酬が出るので協議回数を減らしたいという意図が行政側にあるのかもしれないが、協議時間を含めて急ぎ過ぎではないかと思うので、意見として申し上げる。

委員：単位施策評価表であるが、これは継続してこの様式を使って毎年やっていくのか。

事務局：そうである。

委員：今回反省会をやるとのことだが、一つ気になっているのが、評価表の様式において行政側の目的が明確にされた上での指標を立てているが、ではその指標を達成するために具体的に何を行っていくのか、そういったプランがこの評価表の中に明確にされれば、市民に明確に伝わると思う。そういったPDCAが明確に示されない限り、市民の方が理解しにくいと思う。

改善をお願いしたいのは行政側の目的、手段、指標、そのあたりを具体的に分かるような表現をしてほしい。総合計画に載っているように、毎年評価できるような指標、管理できる指標を見つけてやっていただきたい。

アンケートを取って5年後にはこうしたいというのはあるが、結果としてどうだったというのではなく、継続的に改善という点では、毎年使える指標があ

れば良いと思う。

4 その他

事務局：本日資料6として、栃木市ふるさと応援寄附に関するものを配付させていただいた。本日は市民会議の皆様にご協力をお願いしたい事項があり、前段として資料を配らせていただいた。

ふるさと納税が最近注目されてきている。ふるさと納税を行うと、税額が減額される制度である。

各自治体では、寄附を集めるため、地域の特産品を記念品として送付し話題となっているが、栃木市ではこれまで特産品等の送付は行っていなかった。

そこで、今後栃木市の知名度アップ、財源確保、地元事業者の活性化を目標とし、寄附金額に応じ、地元企業等で製造・生産された特産品の送付を実施することとなった。

この記念品をどのように調達するのかという点であるが、協賛企業を公募し記念品となり得る品物を提案してもらうことを予定している。

市民会議の皆様には、この協賛企業から提案された記念品に対し使途して認定を行う段階で、公平性を期するためにもご意見を頂きたいと認定を行いたいと考えている。

企業からの提案について、市民会議にて意見を頂き、最終的に市長の決裁を経て認定するという点で現在検討をしており、今後協賛企業の募集を行う。

次回の第6回の全体にて、ご意見を頂くことを考えており、以後提案があり次第随時附議を行っていきたくと考えているので、よろしくお願ひしたい。

委員：企業からの提案があった場合に市民会議で意見を募るとのことだが、もともとどういう趣旨で企業に募集をかけるのか、そういったものが示されていないので、もうちょっと全体像がわかるものはないのか。

他の自治体等では各地域の特産物等を提供しているというのは知っているが、どういう趣旨で提案するのかという、もともとのふるさと納税に関する基本基調が共有できていないと、後で出てきたから見てくれというのでは、判断できない。

事務局：今回ふるさと納税において、記念品をお送りする考えとしては、栃木市の知名度アップ、財源確保、地元事業者の活性化をポイントに考えている。

記念品の贈呈の実施にあたり、実施要綱を定めたが、現在9月議会にて予算を議案提出している段階で、本日時点でまだ告示されておらず、詳細はまだお出しできない。

詳細な資料についてはご意見を頂く際に提示したい。

事務局：次回の会議は11月19日（水）午後7時から市役所正庁で開催する。

5 閉会